

有限会社 オー・アイ・ディー 定款

第1章 総 則

(称 号)

第1条 当社は、有限会社 オー・アイ・ディーと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。

1. 損害保険代理業
2. 生命保険の募集に関する業務
3. 印刷及び出版
4. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
5. 医学に関する研修会・講演会の企画・立案及び運営
6. 旅行斡旋業
7. 医療機器の販売及び斡旋
8. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、東京都文京区に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金300万円とする。

第2章 社員及び出資

(出資1口の金額)

第5条 当社の出資1口の金額は、金5万円とする。

(社員の指名、住所及び出資口数)

第6条 社員の氏名及び住所並びに出資口数は、次のとおりである。

東京都文京区湯島1丁目5番34号 お茶の水医学会館内
一般社団法人 東京科学大学医科同窓会
理事長 林 洋

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当社は、毎年6月に定時社員総会を開き、必要があるときは随時臨時社員総会を開くものとする。

- 2 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合のほか、すべて取締役がこれを行うものとする。

(開催地)

第8条 総会は、本店の所在地又はこれに隣接する地に召集するものとする。

(決議の方法)

第9条 社員総会の決議は、法令に定める場合を除き、総社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

第10条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときには、出席社員中から選任された者がこれに代わる。

第4章 役員

(取締役)

第11条 当社には、取締役5名以内を置く。

(代表取締役及び社長)

第12条 当社に取締役が2名以上あるときは代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- 2 取締役が1名のときはその者を社長とし、2名以上のときは代表取締役を社長とする。

(名誉会長)

第13条 当社には名誉会長1名を置き、代表取締役が指名する。

第5章

計 算

(営業年度)

第14条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第15条 本定款に規則なき事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

上記の定款は有限会社オー・アイ・ディーの組織の変更に伴い、定款を改訂したものであって、本定款は、組織変更が効力を生じたときから、これを施行する。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 6年 8月 2日

東京都文京区湯島一丁目5番34号

有限会社オー・アイ・ディー

代表取締役 泉 田 直 己

